

令和元年 第4回定例会

高山村議会会議録

令和元年12月3日 開会

令和元年12月6日 閉会

高山村議会

令和元年第4回高山村議会定例会会議録目次

第1号（12月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○委員会報告	4
○議案第1号の上程、説明	1 1
○議案第2号の上程、説明	1 4
○議案第3号の上程、説明	1 7
○議案第4号の上程、説明	1 9
○議案第5号の上程、説明	2 0
○議案第6号の上程、説明	2 0
○議案第7号の上程、説明	2 2
○議案第8号の上程、説明	2 4
○議案第9号の上程、説明	2 5
○議案第10号の上程、説明	2 9
○議案第11号の上程、説明	3 0
○議案第12号の上程、説明	3 2
○議案第13号の上程、説明	3 3
○請願書について	3 4
○一般質問	3 5

3番 林 和 一 君	3 5
6番 山 口 英 司 君	3 9
4番 後 藤 肇 君	4 2
○休会について	4 4
○散会の宣告	4 5

第 2 号 (12月6日)

○議事日程	4 7
○本日の会議に付した事件	4 7
○出席議員	4 8
○欠席議員	4 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 8
○事務局職員出席者	4 8
○開議の宣告	4 9
○付託請願書審査結果報告	4 9
○議案第1号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第2号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第3号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第4号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第5号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第6号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第7号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第8号の質疑、討論、採決	5 6
○議案第9号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第10号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第11号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第12号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第13号の質疑、討論、採決	6 0
○委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について	6 2
○議員派遣について	6 2

○閉会の宣告..... 6 3

○署名議員..... 6 5

令和元年高山村議会第4回定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月3日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 委員会報告
- 日程第 4 議案第 1号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定
について
- 日程第 5 議案第 2号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
- 日程第 6 議案第 3号 高山村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定に
ついて
- 日程第 7 議案第 4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正について
- 日程第 8 議案第 5号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 7号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 8号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約について
- 日程第12 議案第 9号 令和元年度高山村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議案第10号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第11号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第12号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第13号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2
号)
- 日程第17 請願書について
- 日程第18 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	飯塚哲也君
教育長	山口廣君	総務課長	平形郁雄君
会計管理者兼 税務会計課長	佐藤章彦君	住民課長	飯塚優一郎君
保健みらい 課長	林隆文君	農林課長	星野茂樹君
建設課長	飯塚欣也君	地域振興課長	割田眞君
教育課長	割田信一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後藤好	書記	林大生
--------	-----	----	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。

ただいまから令和元年高山村議会第4回定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和元年高山村議会第4回定例会に議員皆さん全員の出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

一昨日から、冬の交通安全運動が開始されております。10日間にわたり運動が展開されるわけですが、今年度は東吾妻だけで4人の死亡事故が発生しております。また、関越自動車道では赤城・昭和インターの間で逆走の事故が発生しております。12月になり、師走ということで慌ただしい月でありますけれども、皆さん方、心して運転をしていただきたいと思えます。

また、ながら運転というのが12月1日から施行となりました。このながら運転では、罰則がかなり厳しくなって、事故を起こした場合には一発取り消しというような状況も生まれるそうでありまして、また、前科がつくということだそうでございますので、ながら運転については事故を起こさないようにということでもありますから、ながら運転は極力控えて、電話をするときには安全なところに車を駐車して電話をしていただければと思います。

大変慌ただしい中ではありますが、本日はどうも大変ありがとうございます。

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、佐藤晴夫議員及び3番、林和一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月6日までの4日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は、本日から12月6日までの4日間と決定しました。

◎委員会報告

○議長（林 昌枝君） 日程第3、委員会報告を議題とします。
最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。
総務委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

○総務文教常任委員長（林 和一君） それでは、視察報告を行います。
高山村議会総務文教常任委員会視察研修報告。
令和元年高山村議会第4回定例会、令和元年12月3日報告。

総務文教常任委員長、林和一。

総務文教常任委員会では、去る11月7日から8日にかけて、議長並びに行政側からは村長を初め、保健みらい課長、教育課長、そして、議会事務局長の同行を得て行政視察を行いましたので、その結果を報告いたします。

今回は、在宅医療に関することと教育に関することの2件について、先進的な事例の行政視察を行いました。

まず、初日には、埼玉県新座市にあります社会医療法人社団堀ノ内病院を訪問いたしました。病院側からは、病院長の清水氏、地域医療センター長の堀越氏、そして、お話を伺う小堀先生に出席をいただきました。

近い将来、どこの地域でも必ず問題となってくるであろう医療問題に関して、地域医療センターにおける医師、小堀鷗一郎先生の在宅における訪問医療という観点から、地域や患者さん本位に取り組んでいる内容につきまして話を伺いました。在宅医療とは、医師が通院困難者の自宅へ訪問して医療提供をするというものであります。

小堀鷗一郎先生が言われた内容について、何点か触れてみます。

1点目に、終末期の介護という視点から、望ましい死を迎えることとはどういうことなのかです。

昔は、家庭内に手のかかる人ができると、女性、特に嫁が面倒を見るのが当たり前であり、道徳的にそういう教えでした。その実情は、単に嫁が介護するというような生易しいものではありませんでした。

30年前においても、43万9,000人の介護離職者が生じたといえます。時代が変わる中で、女性がやるべきが当然という考えから、社会問題として捉えるようになり、行政がかかわり、施設での介護に変わってきました。先生は、多くの患者をみとってきましたが、そこに死というものを見つめ、どうすべきかを見出しています。

病院における入院患者に対する看護の実情は、血圧や食事の状況等外面的な部分に主眼が置かれ、個人個人の人間的な面へのことについてのアプローチは全くされていない状況であったといえます。患者が特に意思表示もなく、当たり前認知症だとされていた人でも、実際には昔のことについて詳しく覚えているし、顔を突き合わせて思い出に残る歌を歌ってやることで、従来からのリハビリ手法ではできなかったことに対して、生きている人間としての反応を示す状況になっているといえます。

先生は、その人に心から近づき、内面的な部分へアプローチしていくことで、患者の心が

開かれてきたと力説しておりました。医療の現場において、一般的に患者に対する医師とナースとの対話がいかに無味乾燥なものであったかを強く感じ取っていました。

次に、あなたはどこで人生の終末を迎えるかという問題で話されました。

つい最近まで、有名人の100人がどこの病院で亡くなったかという週刊誌記事が大きく報じられたそうです。要は、いい病院ランキングのようなものだったわけであります。人間のあり方を無視するような病院には行きたくないというのが、人としての本当の気持ちでしょう。

重症な高齢者の入院では、おむつを使用するのが当然とするような、機械的に一律の医療をするだけの病院が多いということです。終末期の死の1カ月前の1人当たりの医療費は112万円かかり、国全体では9,000億円もの金額になってくるそうです。

人それぞれに望ましい終末の迎え方がありますが、それは生きてきた人生航路が違うからだと言われていました。何としても在宅でとする人もいれば、病院でよかったとする人もいるわけで、人それぞれに、それぞれの人生があったというわけです。先生は、たばこを吸いたい人にはたばこを吸わせてやったと言われていました。

行政で対応する手法は施設送りとなりがちですが、患者としては、この施設送りを必ずしも受け入れているわけではないと指摘しています。行政は、自分らしく生きたいことを支援するとしていますが、いまだ全く実現していない状況だとも指摘しています。

結びに言われたのが、生かす医療から死なせる医療へ、命を長らえる医療から命を終えるための医療へ、これからも介護で救って10年、20年と負担を多くするような施策への警告もあったように思いました。

今後の医療のあり方や行政としての政策課題にも参考となるお話を伺えたと思いますし、聴講された各位のそれぞれの考え方に一石を投じていただいたのではないかと思います。感謝申し上げます内容であったと思います。

続いて、2日目には、茨城県笠間市の笠間市立みなみ学園義務教育学校について視察を行いました。

初めに、義務教育学校について説明いたします。

学校教育法の改正により、2016年（平成28年）に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種であるわけですが、小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校を指します。要は、義務教育となる9年間を一体化させた学校となります。

笠間市は、平成18年に旧笠間市に旧友部町、旧岩間町の2町が合併して現在に至っていま

す。茨城県のほぼ中央に位置し、人口は7万5,000人弱、世帯数は2万8,900世帯ほどとなっています。

笠間市側からは、笠間市議会教育福祉委員会委員である安見貴志氏、教育長の今泉寛氏、学務課長の堀江正勝氏、学校長である池田直哉氏外、教頭、議会事務局のご出席をいただき、挨拶並びにご説明をいただきました。安見議員は当校のPTA会長でもあり、学校問題解決のためにみずから進んで議員になったということで、教育に向ける熱い挨拶をいただきました。また、今泉教育長からも地域の実情がよくわかる挨拶をいただきました。

さて、今回訪問した笠間市立みなみ学園義務教育学校は、笠間市立南小学校と同中学校を一つにして、9学年制の小中一貫校とした学校になります。まず、義務教育学校を選択した背景や経緯についてですが、地域では、南小学校と南中学校に対する思いが強く、6年前に学校を残してほしいという行政区長からの強い要望があったそうで、義務教育学校への原動力となったのは地域の思いであったということです。

平成28年10月に全保護者への記名式でのアンケート及び説明会実施時でのアンケートの総合結果では、義務教育学校設立へ向けて6割を超える賛成意見が得られています。当然、保護者や地域でも反対する意見が出ているわけで、12%という状況にありました。136世帯に配布し、128世帯からの回収で、回収率は94%でした。

地域、PTA、行政の精力的な話し合いを重ねる中で、行政としても小規模校の最もよい方法として選択したのが義務教育学校であると方向づけされ、平成29年4月開校になりました。

運営に関してですが、1年生から6年生までが前期課程、7年生から9年生を後期課程としています。現時点では、小学校舎と中学校舎を利用した分離型でスタートしておりますので、5-4制と言いまして、1年生からの5年生までが小学校舎、6年生からは中学校舎で学んでおり、利点としては、後期課程、いわゆる中学1年生となる時点での精神的負担をなくし、スムーズに移行できるようにするためだそうです。1年生と7年生のときに開始式というものを行い、6年生での卒業式はなく、修了式を行います。

開校して3年目になりますが、校舎が分離型でスタートしたため、一斉に集まることが難しいと話していましたが、令和3年には統一校とするための校舎新築工事が始まっていました。

児童・生徒総数は172人で、全学年1クラスとなっています。中学校舎で学ぶ6年生から9年生の授業風景の案内もしていただきました。

○議長（林 昌枝君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（林 昌枝君） 大きな地震があって暫時休憩したんですけれども、大丈夫のようなので再開いたします。

○総務文教常任委員長（林 和一君） 続けます。

校舎内における服装は、6年生は私服着用、7年生からは制服着用での授業となり、この服装に関しては、5－4制の問題点の一つのようでした。この制服の件については、低学年から適用すると何度も作り直しが生じてしまうため、取り入れていないということで、7年生からの着用は、9年間の中で一つの切りかえ的な面があるとのことでした。

全教室テレビモニターが配置され、タブレットも利用しながら授業が進められていました。個人個人の能力を引き出すための取り組みの工夫があちこちにうかがえ、児童・生徒たちも伸び伸びと勉強に取り組んでいる様子でした。階段や壁を利用し、日常的に教材を目にする工夫が見られ、既成概念に捉われない展開が感じられました。

よりよい運営を進めるために、毎週運営委員会を開催しており、児童・生徒の活動組織は、1年生から9年生までの縦割りの班編制をしています。

問題点もあり、小規模特認校として、他の学校区からの入学もできるようになっており、転入もありますが、反対に、魅力のある部活動の提供ができない、希望する部活動がないという現状にあり、7年生に、いわゆる中学校段階での部活動が原因で、市内の他の中学校へ転出してしまふケースや私立学校へ進むケースも見られるとのことでした。

義務教育学校に対する反対意見の中には、中学校教育の段階では別の中学校へ向けたい、1年で義務教育学校へ移行するのは準備期間も少なく拙速ではないか、また、教職員とすると多くの場面にかかわる状況になり、空き時間がないので増員希望が出されたり、児童・生徒間でのいじめの固定化が心配というような意見もあったとのことでした。

一方、一言でよかったとする点は、学力向上の効果は見られること、学校が残せたことはよかった、地域のまとまりが一層強くなったというようなことが挙げられていました。

今回視察したみなみ学園は、まだまだ始まって間もない中で、メリット・デメリットが混

在する状況のようですが、今後を考えると、校舎分離型でスタートしたものが統一校になることが目に見えていますし、義務教育学校の選択はよかったのではないのかと思われました。

高山村では、幼・小・中学校の一貫教育の協力体制はできていると聞いています。このところ、群馬県内において義務教育学校への動きが見られます。高山村においても、すぐに検討してほしいというものではありませんが、今回の視察はきっかけづくりであり、将来を考えると、高山村の義務教育における学校のあり方として、一つの手法になるものかもしれません。

心の置きどころとして、学校の存在、学びやの存在というものは何にもかえがたいものであろうと思います。地域の中にどうしても学校だけは残していきたいという気持ちは、誰しもが思うところであろうと思います。既存概念に捉われず、保護者を中心とする地域住民と行政との意識の共有ができれば、村を動かせる大きな力になると感じるものでした。

今回の行政視察に当たり、ご協力いただきました各位には厚く御礼を申し上げますとともに、有意義な結果を残せたと思い、報告といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務委員長、ありがとうございました。

次に、農林建設常任委員会の報告を求めます。

佐藤委員長。

〔農林建設常任委員長 佐藤晴夫君登壇〕

○農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） それでは、農林建設常任委員会の視察研修報告を行います。

高山村議会農林建設常任委員会視察研修報告。

令和元年高山村議会第4回定例会、令和元年12月3日報告。

農林建設常任委員長、佐藤晴夫。

農林建設常任委員会では、去る10月23日、24日の2日間、飯塚副村長、割田地域振興課長、星野農林課長、後藤議会事務局長の同行にて、岐阜県高山市の飛騨高山まちの体験交流館の視察を行いました。

まず、高山市の概要ですが、高山市は飛騨山脈（北アルプス）に代表される雄大な自然に囲まれ、江戸時代の面影を残す古い町並みや春と秋の高山祭りなど、歴史と文化の息づいたまちで、人口は令和元年10月1日現在で8万7,740人、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、長野県、富山県、福井県、石川県の4県と隣接しています。

面積は東京都とほぼ同じ2,177.61平方キロ、広ぼうは東西81キロメートル、南北55キロメートルと、日本一広大な市です。面積の9割を森林が占め、山や川、峠などが多く、2,700メートルを超える標高のところもあり、地形的に大きな変化に富んでいるところです。

飛騨高山まちの体験交流館は、平成21年1月19日、全国第一号で高山市歴史的風致維持向上計画が、国の歴史まちづくり法による認定を受け、土地及び建物の取得や整備計画の発表など、約9年かけて整備され、平成30年7月18日に開館された、まだ新しい施設です。

敷地面積は1,953.86平米、延べ床面積は274.19平米で、2階が貸し館スペースになっています。隣接した平屋建てのカフェは、床面積119.25平米で、休憩所とトイレが併設されていました。また、交流広場の面積は1,411.86平米、総事業費は約3億6,000万円とのことでした。

この体験交流館は、歴史的風致を向上させる拠点施設として整備されたもので、飛騨高山まちの博物館と一体的に活用することにより、伝統産業や伝承芸能などの振興、市民・観光客の交流の回遊性の向上を図る目的を持って整備された施設です。また、防災機能をあわせ持たせるとともに、伝統建造物群保存地区と調和した町並みにも配慮したということでした。

施設管理は、道を挟んだ博物館と一緒に市の教育委員会事務局の文化財課がしており、施設運営は、飛騨高山観光コンベンション協会に委託しています。協会への委託費は年間1,740万円で、3人の職員が運営に当たっていました。また、隣接するカフェは、プロポーザルにより業者選定し、民間業者が運営しているとのことでした。

高山市には、年間220万人の観光客が訪れるそうですが、体験交流館の利用開始後1年の時点で、入館者数は17万3,559人、うち体験者数は4,786人で、2階の貸し館利用は301件で、2万5,939人が利用されているそうです。

交流広場は、コンサートや菓子祭り、ハロウィンなど、季節ごとにいろいろなイベントを開催するなど、多目的に利用しているそうです。また、広場の地下には防災貯水槽を備えていました。

なお、現在、体験交流館で実施している事業は、地元商店街や市民が同様の事業を起業しようとしたら、交流館での事業は中止し、起業を応援するとのことでした。

今回の視察で感じたことですが、建設が予定されている高山村の観光交流館でも、訪れた方に高山の文化・特産物の紹介や体験を通じて高山村を理解してもらうとともに、農産物の収穫体験や加工体験など交流を深めていくべきであると思いました。

観光交流館の集客だけでの利益を出すことは難しく、村民の利用促進、加工品の開発や特

産物の増収を図るなど、道の駅（振興公社）全体での経営戦略に組み込み、道の駅周辺開発の計画の一部と位置づけ、今後一層の検討が必要となる運営方法は、執行部、指定管理者であるたかやま振興公社、村民の各年代層等から意見も含め、企画運営に取り組む必要があると思います。

最後に、参加者全員が無事に研修を終えましたことを申し上げ、報告といたします。

○議長（林 昌枝君） 農林建設常任委員長、大変ご苦労さまでした。

以上で委員会報告を終わります。

◎議案第 1 号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第 4、議案第 1 号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第 1 号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

会計年度任用職員の制度につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となっております。

本法律の一部改正の背景として、地方公共団体は、人口減少、高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会経済情勢の変化に対応していく中で、その職員の勤務形態も、時勢に応じた多様な働き方が求められているという事情があり、常勤職員だけでは公務の運営が難しいことから、臨時・非常勤職員をさまざまな方法で任用している実態があります。

こうした実態に対して地方公務員法は不十分であり、制度の趣旨に沿わない任用がなされていることや採用の方法等が法文上明確に定められていないために任用の適正化が図られないこと、また、労働者性の高い非常勤職員に期末手当等が支給できないことといった課題が背景にありました。本法律を改正することにより、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員が創設され、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となったわけでございます。

本条例の制定につきましては、現在、本村で採用しております常勤職員以外の職員、いわ

ゆる本村でいう月給で採用している嘱託職員、また、時給等で採用している臨時職員の方々が、それぞれの制度を理解し、会計年度任用職員として採用される場合には必要となる条例となります。

内容につきましては、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めたもので、詳細な内容の説明につきましては総務課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） お世話になります。

議案第1号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、補足の説明をさせていただきます。

村長ご説明のとおり、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることとなります。

議案書2ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますけれども、本条例の趣旨を規定してございます。

この中に、地方公務員法第24条第5項の規定とございます。これにつきましては、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めなければならないと規定されておるものでございます。本条例制定の根拠条項となるものでございます。また、この中にございます法第22条の2第1項とございます。この条項につきましては、地方公務員法の改正後の新地方公務員法で規定している条項となり、会計年度任用職員について規定されている条項となるものでございます。

第2条、定義についての規定でございます。

会計年度任用職員は、パートタイム、もしくはフルタイムのいずれかにより採用することとなっております。パートタイムは、常勤職員の勤務時間より短い時間であるものを言います。また、フルタイムとは、常勤職員と同一の勤務時間であるものを言っております。

第3条、これにつきましては、フルタイム、パートタイムの勤務時間について規定されております。

フルタイムは1週間当たり38時間45分となり、パートタイムはこれを越えない範囲で任命権者が定めるという規定となっております。

第4条及び第5条は、週休日及び勤務時間の割り振りについて規定されてございます。

通常、日曜日及び土曜日は週休日とすることと、その日数を定める規定及び1日の勤務時間を、フルタイムは常勤職員と同様に7時間45分とし、パートタイムはそれを越えない範囲で勤務時間を割り振る規定となっております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

第6条では、週休日の振りかえ規定となります。

第7条では休憩時間、第8条では休息時間につきまして、常勤職員同様に取り扱うというものでございます。

第9条につきましては、時間外勤務について規定されておるところでございます。

第10条につきましては、育児または介護を行う場合の早出・遅出勤務及び第11条深夜勤務及び時間外勤務の制限、これにつきましては、その取り扱いは常勤職員同様とする規定となっております。

第12条では、常勤職員に準じて祝日法による休日及び年末年始の休日についての休日規定となっております。

4ページでございますが、第13条は、休日に出勤した場合の代休についての規定となっております。

第14条は休暇の種類について、第15条は年次有給休暇について、また、第16条は特別休暇について、それぞれ規定をしております。

ページが変わります。5ページでございます。

第17条は、年次有給休暇及び特別休暇のほか、村長が特に定める必要があると認めた場合は、別に定めることができる規定となっております。

第18条につきましては、規則への委任条項となります。

附則につきましては、第1条では本条例の施行期日、第2条では、経過措置として村職員が引き続き会計年度任用職員となった場合の休暇の取り扱いについて規定しております。第3条では、現行の18条、これは非常勤職員の勤務時間、休暇等の記載につきまして、議案書にあります記載のとおり改正するというものでございます。

会計年度任用職員につきましては、新地方公務員法上の服務に関する規定が適用されるとともに、懲戒処分の対象となります。

その関係規定につきましては、服務の根本基準、これは新地方公務員法30条でございますが、全体の常勤職員と同様に、全体の職員として全力を挙げて職務の遂行をするんだという規定でございます。

また、信用失墜行為の禁止。これは同法第33条。

次に、秘密を守る義務。

次に、職務に専念する義務。

次に、政治的行為の制限。

次に、争議行為の禁止。

次に、営利企業への従事等の制限。これについては、常勤職員と同等の身分を有しているということがございますけれども、パートタイムにつきましては、営利企業への従事の制限は対象外となっておりますけれども、職務専念義務に支障を来す長時間労働を行わないような指導はしていなければならぬということがございます。

条例の内容説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第2号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、議案第1号でご説明申し上げました会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めたものでございます。

詳細な内容の説明につきましては総務課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 議案第2号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、補足の説明をさせていただきます。

議案書7ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、本条例の趣旨規定となります。地方自治法及び地方公務員法に基づき、必要な事項を定めるというものでございます。

第2条につきましては、給与についてフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対して規定されてございます。

フルタイム職員は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当が支給対象となります。パートタイム職員は、報酬及び期末手当が支給対象となる規定となっております。

第3条からは、フルタイム職員に関する給料について規定されてございます。

第3条では、給料表について、常勤職員の給料表を準用し、職務級の1級に格付することと規定してございます。

第4条では号給の決定について規定し、第5条では支給の方法等について、読みかえ規定となっております。

8ページをごらんいただきます。

第6条は、定められた勤務時間中に勤務しないときは給与を減額して支給するという規定内容となっております。

第7条では、勤務1時間当たりの金額の端数計算について規定しております。

第8条につきましては、手当について、常勤職員の例により支給するという規定となっております。

第9条では、期末手当の支給に関する規定となります。6月と12月に支給し、額は基礎額に100分の130を乗じて得た額となるものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

第10条でございます。

第10条からは、パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する規定となります。月額、日額、時間額について規定してございます。

10ページをごらんいただきます。

第11条では支給期日を、第12条では報酬の減額を、第13条、第14条は、パートタイム職員は手当につきましては期末手当の支給が可能となっておりますが、その他の手当は支給さ

れないことから、それにかわる手当分を報酬に含めて支給するという規定内容となっております。

第15条は、勤務1時間当たりの報酬の額について規定してございます。

11ページをお願いいたしたいと思います。

第16条は、報酬の端数計算について規定してございます。

第17条は、期末手当について、フルタイム職員に準ずる規定となっております。

第18条は、通勤費、第19条では旅費について、それぞれ費用弁償する規定となっております。

第20条は、休職者に対する給与の不支給規定となっております。

12ページでございます。

第21条は、村長が認めた場合、給与及び費用弁償について規定されたとおりとなっております。

第22条は、規則への委任となります。

附則につきましては、第1条は施行期日。第2条は期末手当に関する経過措置となります。期末手当は、その基礎額に100分の130を乗じて得た額と、先ほどご説明のとおり規定してございますが、ここでは経過的に100分の130と規定してございますが、経過的に令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、ここにごございますとおり、100分の65とすると。また、同年4月1日から令和4年3月31日までの間は、100分の130とあるのが100分の97.5とするというところで、段階を踏んで100分の130にしていくというふうになってございます。

以上で条例についての内容の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございました。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

11時に再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長（林 昌枝君） 再開いたします。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第3号 高山村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 高山村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について、説明を申し上げます。

10月11日から12日にかけて通過した台風19号は、全国各地に甚大な被害をもたらし、高山村においても、近年例にないほどの被害を受けました。そんな中、被害を受けた農地の復旧については、国の災害復旧事業及び村の単独の小規模土地改良事業により復旧事業の推進に当たっております。

この村単独事業は、受益者に事業費の2分の1を負担していただいているところから、国の災害復旧事業についても受益者により応分の負担をお願いしたいと考え、今回、分担金徴収条例を制定したいものでございます。

なお、詳細については農林課長より説明いたしますので、慎重な審議を賜り、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（星野茂樹君） お世話になります。

議案第3号 高山村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定につきまして、補足の説明をさせていただきます。

条例案の説明の前に、今回、本条例を制定したいとうたった理由について、最初に説明させていただきます。

先ほど、村長のほうから提案理由にもありましたとおり、台風19号により、高山村においても近年では例のない被害が発生し、農地においても村内各地で被害を受けました。

これら被災地の復旧については、2つの事業を利用し、復旧に当たりたいと考え、1つは、

1カ所当たり事業費40万円以上と予想されるものについては、国の災害復旧事業、以下、国庫補助事業と申し上げます。もう一つが40万未満のものについては、ごらんの単独事業の小規模土地改良事業、以下、村単独事業と申し上げます。で対応し、復旧事業を現在、推進しているところです。

事業の推進に当たり、国庫補助事業と村単独事業を比較すると、国庫補助事業の事業費は設計積算費と工事費から構成されています。そのうち、補助対象となるのは工事費のみで、補助率は、まだ国の災害査定が未受験のため未確定ではございますが、工事費の10分の9程度と推測されます。

一方、村単独事業では、小規模土地改良事業補助金の交付規則の規定により、補助対象経費5万円以上の事業費について、補助率2分の1、補助金の上限を25万円と規定から、受益者より2分の1の負担をいただいているところです。

村単独事業において、受益者の方より負担金が発生し、いただいていることから、国庫補助事業においても補助対象経費から国庫補助金を除いた残りの10分の1程度と、あとは補助対象外経費である設計積算費をあわせた金額から応分の負担を受益者にお願いしたいと考え、今回、分担金徴収条例を制定したいと考えたものです。

以上のことを踏まえ、議案書の14ページ、条例案をごらんください。

主な内容を申し上げます。

第2条では、分担金の負担割合の上限に関する規定で、村単独事業の受益者負担を考慮し、これはあくまでも上限なんですけど、事業費の総額の100分の50、2分の1としたいというものでございます。

続いて、第4条では、分担金の額算定に関する規定で、今回の災害復旧で申し上げますと、復旧事業が完了した時点で、設計費と工事費の合計から財源である国庫補助金を除いた額を参考に、村長が分担金の額を定めたいとするものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、適用は10月11日から12日に通過した台風19号の災害復旧事業ということを考慮して、令和元年10月1日としたいものでございます。

以上で補足の説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改定についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改定について、提案理由の説明を申し上げます。

政府は10月11日、給与閣僚会議において、令和元年度の国家公務員給与を引き上げるよう求めた人事院勧告の完全実施を決め、閣議決定で勧告内容を反映した給与改正法案を決定いたしました。国家公務員の給与は、民間企業の賃上げを反映したもので、引き上げは昨年に引き続くものとなります。

内容につきましては、月例給の俸給表を平均0.09%引き上げ、ボーナスの支給月数を0.05月ふやし4.50月とするものでございます。

このたびの一部改正案は、人事院勧告の実施に伴い、議員・特別職のボーナスにおいても、一般職同様に現行の4.45月を4.50月に改正をお願いするものでございます。

なお、第1条では、ボーナスの支給月数を年間で0.05月ふやすわけですが、令和元年度分については、12月の支給時において0.05月分を一括して支給する改正となります。また、第2条では、令和2年度以降については、0.05月分を6月と12月に分けて、それぞれ支給をする改正となります。

附則の内容としては、本条例の施行の期日等について規定するものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第5号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほど上程いたしました議案第4号の第1条及び第2条案件の内容と同様に、人事院勧告の実施に伴い、議員・特別職のボーナスにおいても、一般職同様に現行の4.45月を4.50月に改正をお願いするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号におきましてご説明のとおり、政府におきましては、人事院勧告に伴う給与改定法案が決定されました。群馬県人事委員会では、人事院勧告同様の内容で勧告を行い、本村でも県に準拠する形で、給与条例の一部改正を本案のとおりお願いするものでございます。

主な内容につきましては、月例給の俸給表を平均0.09%引き上げ、ボーナスの支給月数

を4.50月とするものでございます。

なお、改正内容の詳細な説明につきましては、総務課長より説明いたしますので、慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正について、補足の説明をさせていただきます。

議案書20ページとなります。また、新旧対照表は5ページからとなります。

20ページ、第1条の一部改正につきまして、第16条関係では、字句の削除となります。

第19条関係につきましては、一般職職員につきまして、勤勉手当の率の改定を行うものでございます。議員・特別職同様に0.05月分を一括して改正する内容となります。

次に、別表を次のように改めるとございますが、別表（第3条関係）行政職給料表の改正をお願いするものでございます。

次に、議案書の24ページをご覧ください。

改正条例第2条でございます。第2条の一部改正につきましてご説明申し上げます。

18条第1項中、下に行きまして、18条の2第2号中、次の第19条第1項中及び第20条第7項中とございます。それぞれの改正につきましては、令和元年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これによりまして、地方公務員法が改正されたことによる改正となるものでございます。

次に、第3条による一部改正につきましてご説明申し上げます。

第10条の2関係につきましては、住居手当の額の改正となります。

国家公務員の宿舍使用料の上昇を考慮して、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当の上限を1,000円引き上げる改正となります。

次に、第19条関係でございます。

勤勉手当の支給を、令和元年度分については12月に一括支給する分を、また、令和2年4月1日以降支給する分につきましては、6月、12月に分けて支給するための改正でございます。

次に、附則につきましては、第1条では施行期日について規定してございます。

第1項では、改正条例第1条につきまして、公布の日から施行するとは、12月支給となります。改正条例第2条につきましては、令和元年12月14日から、改正条例第3条につきましては、令和2年4月1日から、それぞれ施行するという規定となっております。

第2項では、給料表の改定等は令和元年4月1日にさかのぼって適用するという規定となっております。

第3項では、令和元年12月に支給する分については、令和元年12月1日から適用するという規定でございます。

次に、第2条では、4月にさかのぼって改正するため、4月から12までの9カ月分の差額の支給に関する規定となっております。

次に、1枚返していただきまして、25ページでございますが、第3条、これにつきましては、住居手当の額の改正に伴い、2,000円を超える減額となる職員に対しまして、1年間の経過措置を設ける規定となっております。参考までに、本村におきましては10人の職員が住居手当の支給対象となっておりますが、そのうち、本経過措置に該当する職員は9名となっております。

次に、第4条につきましては、規則への委任条項となっております。

以上で補足説明を終らせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ご苦労さまでした。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第7号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 高山村税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行された上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、本村税条例の一部改正をするものでございます。

なお、今回の改正は、第1条と第2条の2条立ての改正となります。

改正の主な内容ですが、第1条では個人の村民税の申告に関する改正を、第2条では個人の村民税の非課税の範囲及び軽自動車税の種別割合の税率、賦課徴収の特例の改正でございます。

改正の内容につきましては税務会計課長に説明させますので、慎重審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（佐藤章彦君） それでは、議案第7号 高山村税条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

別冊になりますけれども、新旧対照表、16ページから22ページをごらんいただきたいと思っております。議案書は27ページ、28ページ、29ページとなっております。

それでは、まず27ページの第1条関係です。

まず、36条の2、村民税の申告に関する規定でございますが、地方税法、以下、法と言わせていただきます。地方税法第317条の2、市町村民税の申告等の改正に伴う改正となります。

改正の内容ですが、新たに第6項を加えて、申告書記載事項の簡素化を行うもので、個人住民税の申告書について、住民税申告で適用を受ける所得控除のうち、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除等の控除については、所得税において年末調整で適用を受けた所得控除の額と対応する金額である所得控除につきましては、その内容の記載は必要ないこととされるものでございます。

次に、第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書でございますが、法第317条の3の2、個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の第1項の改正に伴う改正でございます。まず、見出しの扶養親族申告書を扶養親族等申告書に改め、近年のひとり親に係る個人住民税の非課税措置を適用するためには、給与所得者の場合、現行の扶養親族申告書に、ひとり親に該当する旨を記載して申告してもらうことが必要であるため、同条第1項に新たに第3号を加えるものとなっております。

次に、第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正になりますが、これも同じく法第317条の3の3、個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する改正に伴う改正でございます。まず、見出しの扶養親族申告書を扶養親族等申告書に改め、前条第36条の3の2同様に、近年のひとり親に係る個人住民税の非課税措置を適用するためには、公的年金等受給者の場合、現行の扶養親族申告書に、ひ

とり親に該当する旨を記載して申告してもらうことが必要であることから、同条第1項に新たに第3号を加えるものとなっております。

また、同条第2項及び第4項でございますが、同条第1項の改正に伴う規定の整備となっております。

次に、第36条の4、村民税に係る不申告に関する過料ですが、第1条の第36条の2の改正に伴う文言及び規定の整備でございます。

議案書28ページになります。

第2条関係になりますが、まず、第24条、個人の村民税の非課税の範囲の規定でございますが、第1条で触れましたが、単身児童扶養者を非課税措置の対象者に追加するものでございます。

次に、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正でございますが、令和4年度分及び令和5年度分の種別割の軽減課税の対象を電気自動車等に限った上で、同条に第5項を新たに加えるものでございます。ですので、軽減措置が5年度まで継続するという形になっています。

次に、附則第16条の2でございますが、附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。

続きまして、附則になります。

第1条につきましては、それぞれ改正規定の施行期日を定めてございます。

第2条及び第3条ですが、これは村民税に関する経過措置を規定しております。

第4条につきましては、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しておるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ご苦労さまでございました。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第8号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

テレビ無線共聴システム設置工事は、6月18日の第2回定例議会において請負契約を可決いただき、工事を進めているところでございますが、電波を受ける受信機から各送信機まで光ケーブルを引くため、東京電力の共架申請に係る可否判定に時間を要し、共架申請及び東京電力側の作業が年度越えとなる見込みのため、工期を令和2年9月30日までに改めるものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条の第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第9号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第9号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,136万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億2,616万4,000円といたしたいものでございます。

内容でございますが、人事院勧告、県人事委員会勧告の実施に伴う人件費等の引き上げに対する増額をお願いするとともに、各種事業におきまして内容の変更、または事業費に不足が生じるため、増額補正をお願いするものでございます。

主なものといたしましては、高齢者の事故防止対策推進事業といたしまして、自動車への誤発進防止装置の取り付け費に対する補助事業の新設、また、台風19号による被害に対する災害復旧事業につきまして、可能なものから順次、事業の実施を進めてまいりたいと考えており、議員各位のご理解をお願いする次第でございます。

なお、本補正に不足する財源につきましては、留保財源としてあります普通交付税及び前年度繰越金を充当するものでございます。

補正予算の詳細な内容説明は総務課長より説明いたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 議案第9号 令和元年度一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページでございますが、第1条につきましては歳入歳出予算の補正でございます。第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正となっております。

5ページをごらんいただきます。

第2表、繰越明許の補正となります。テレビ受信対策事業につきましてお願いしているものでございます。

次に、第3表、橋梁の長寿命化事業につきまして、限度額の変更補正をお願いするものでございます。

9ページからご説明させていただきます。

歳入でございます。

第11款において本補正の財源不足を補うため、村長の説明にございましたが、普通交付税の増額をお願いするものでございます。

次に、第13款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金では、水源林造林分担金及び農地災害復旧分担金を、また、15款国庫支出金、1項2目災害復旧費国庫負担金では、河川等災害復旧事業費の国庫負担金を、6目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金を、また、10ページをごらんいただきます。16款県支出金、2項5目農林水産業費県補助

金では、鳥獣対策地域支援事業補助金及び災害復旧事業補助金並びに県単林道事業補助金、また、群馬みどりの県民基金市町村提案型事業補助金を、それぞれにおきまして増額をお願いするものでございます。

次に、19款繰入金、1項3目介護保険特別会計繰入金では、特別会計繰入金の増額をお願いし、20款繰越金は、村長のご説明がありました本補正に対する財源不足を補うための財源として増額をお願いするものでございます。

次に、21款諸収入、4項1目雑入では、群馬県町村会特別会計収益金を、また、全国町村議会議長会からは、災害見舞金をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

22款村債、1項6目土木債では、橋梁長寿命化事業債の増額をお願いするものでございます。

歳入につきましては以上となります。

次に、歳出のご説明となります。12ページをお願いいたします。

人件費におきましては、先ほどの条例改正案のとおり、人事院勧告等の実施に伴う増額補正をお願いするものでございます。改定により増額となる給与、期末手当、勤勉手当、共済費、退職手当負担金等の合計金額は161万5,000円となります。また、今回、給与改定等に伴う差額分につきましては、本補正予算可決された後、12月25日支給の予定をされております。

なお、予算書の中で人件費が減額となっていますところは、議会費におきまして4月の欠員及び5月の改選による減額となっております。また、人件費につきましては、説明を割愛させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2款総務費、1項1目一般管理費では、総務事務費におきまして、弁護士費用の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、役原地内にあります尻高報徳社及び役原施業森林組合所有の現況道路敷地につきまして、村が取得するため、清算人との所有権移転の交渉及び折衝に伴う弁護士費用の増額をお願いするものでございます。

13ページになります。

6目防犯交通費では、交通安全対策事業におきまして、交通指導員の異動による被服費等消耗品費に不足が生じたため増額をお願いするものでございます。自動車誤発進防止装置取り付け事業、これにつきましては、新規で実施をお願いするものでございます。

なお、この新規事業につきましては、内容につきまして、補助対象者、これにつきましては住民基本台帳法に規定されている本村の住民基本台帳に記載されている70歳以上の者を予

定してございます。また、補助金の額につきましては、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額としますが、5万円を上限とすると予定してございます。

次に、14ページとなります。

2項2目賦課徴収費では、賦課徴収事務費において預貯金調査費用に不足が生じるため、増額をお願いするものでございます。

15ページでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、社会福祉協議会運営補助事業におきまして、社会福祉協議会に1名の職員を増員したことによる補助金の増額をお願いするものでございます。

2目老人福祉費では、老人福祉事務費において役場庁舎東側にあります老人スポーツ広場につきまして、現在利用者がいないことから、地権者へ返還するための整備費用の増額をお願いするものでございます。

16ページをごらんいただきます。

2項2目保育所管理費では、保育所運営事業において保育所利用者がふえたことにより、臨時職員等の賃金の増額をお願いするものでございます。

17ページをごらんいただきます。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費では、農産物ブランド化推進事業において、高山キュウリのG I登録申請に伴う成分分析を行うための費用を、また、有害鳥獣対策事業において有害鳥獣等に要する費用の増額をそれぞれをお願いするものでございます。

4目でございます。畜産振興費では、公共牧場運営管理費において、本年は日照不足により牧草の収穫が減少し、冬期の飼料が十分できなかったことによる消耗品費の減額をお願いし、また、越冬飼料の購入費の増額をそれぞれをお願いするものでございます。

18ページをごらんいただきます。

2項2目林業振興費では、ぐんま緑の県民事業において、追加事業による増額を、また、県単林道事業において、林道災害箇所の事業費に不足が生じたための増額を、それぞれお願いするものでございます。

3目公有林整備事業では、水源林造林事業において、追加事業による増額補正をお願いするものでございます。

19ページをごらんいただきます。

7款商工費1項4目道の駅整備事業費では、道の駅整備事業において、駐車場埋め立てに

伴う代替用地の取得に伴う増額補正をお願いするものでございます。

20ページをごらんいただきます。

8款土木費、1項1目総務土木費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の増額を、また、水をきれいにする事業特別会計への繰出金の減額を、それぞれお願いするものでございます。

次に、2項2目道路維持費では、路線公園管理事業において、道の駅土捨て場の表面排水工事に伴う増額を、また、21ページとなります。4目橋梁維持費では、橋梁長寿命化事業において、県への追加要望の申請が通ったことによる増額を、それぞれお願いするものでございます。

次に、4項1目住宅管理費では、村営住宅管理事業において、修繕料に不足が生じることによる増額をお願いするものでございます。

次に、9款消費費、1項5目防災諸費では、災害対策事業において雨量計設置に伴う保守点検については、工事完成後1年間は保守費用が発生しないことにより減額をお願いし、雨量計遠隔監視システムの運用にクラウドサーバーを使用するための費用に不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。

25ページをごらんいただきます。

11款災害復旧費、1項1目土木施設災害復旧費では、土木災害復旧費について、また、2項1目農業施設災害復旧費では、農地災害復旧費につきまして、また、2目林業施設災害復旧費では、林道災害復旧費につきまして、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第10号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ226万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億875万8,000円にするものでございます。

補正の内容は、平成30年度決算により確定した保険給付費等交付金普通交付金の余剰金を、国民健康保険団体連合会から収入し、県へ返還するための補正予算となります。

予算書6ページをごらんください。

歳入では、8款諸収入、3項10目国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金清算金で、226万1,000円の増額補正となります。

予算書7ページをごらんください。

歳出では、9款諸支出金、1項5目保険給付費等交付金償還金で、226万1,000円の増額補正となります。

以上、慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第11号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第11号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ679万1,000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を4億9,954万5,000円にするものでございます。

主な補正の内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業の追加実施並びに平成30年度決算による前年度繰越金の減額補正及び介護給付費等の実績に基づく組みかえとなります。

詳細につきましては住民課長から説明させますので、慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 住民課長。

○住民課長（飯塚優一郎君） それでは、私から令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足の説明をいたします。

6ページの事項別明細書をごらんください。

歳入から説明させていただきます。

3款国庫支出金、2項5目介護保険事業補助金ですが、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業を実施するもので、23万円の増額補正となります。内容につきましては歳出で説明させていただきます。

次に、8款繰越金、1項1目繰越金では、平成30年度決算の確定により、前年度からの繰越金が702万1,000円の減額補正となります。

続いて歳出ですが、7ページをごらんください。

1款総務費、1項1目一般管理費で、13節委託料、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託で、29万7,000円の増額補正となります。このシステム改修の内容につきましては、介護職員のさらなる処遇改善と消費税引き上げに伴う介護報酬の上乗せに対応するための改修となります。

次に、4項1目趣旨普及費では、介護保険の冊子、介護保険料のチラシの作成費を計上しております。この冊子・チラシの作成費が今回のシステムの改修と同じ補助で対象となりますので、国庫補助金8万3,000円を財源に補正を行っております。

このシステム改修費と冊子・チラシの作成料につきましては、今回の介護報酬の改正等に伴うシステム改修事業で実施するもので、補助率はおおよそ2分の1の事業となります。

続いて、2款保険給付費、1項1目介護サービス費、次ページの3項1目審査支払い手数料介護給付分、4項1目高額介護サービス費等については、現在までの支出状況を精査を行いまして、介護サービス費で1,425万1,000円の減額、高額介護サービス等費で500万円の増額を見込み予算の組みかえを行うものです。

続いて、5款諸支出金、1項2目償還金、次のページの3項1目他会計繰出金では、平成

30年度決算確定により、介護特会から県及び村に返還する過年度の精算金が確定したので、補正をするものとなります。県への返還金が1万3,000円の増で701万5,000円、村一般会計への返還金が211万5,000円の増で211万6,000円となります。

以上で補足の説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第12号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第12号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ201万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,116万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、現在、土木事務所の国道改良工事で発生した土を前峰霊園の進入路を利用し、道の駅に運搬し造成を行っているところでございますが、運搬が終了した後に、補償で道路の復旧を行っていただけることとなりました。前峰霊園に送水している水道管は、老朽化が進んでおり、漏水も頻繁に発生していることから、道路の復旧工事にあわせて水道管の布設工事を行いたいため、119万5,000円の増額、また、本宿地区において一部水道管が畑の中を通過しており、農作物の耕作に支障が生じ、切り回しの工事が必要となったため、80万円の増額をお願いするものでございます。

また、給与改定等に伴い、職員の手当及び共済費に不足が生じるため、増額補正をお願いするものでございます。

歳入では、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で201万7,000円の増額となります。

歳出では、1款総務費、1項1目総務管理費で職員手当等が1万9,000円の増額、共済費が3,000円の増額となります。

また、2款水道事業費、1項1目水道管理費の15節工事請負費で、先ほど申し上げた2件の新規の工事を行うことにより、199万5,000円の増額となります。

慎重なご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第13号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第13号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,436万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、東地区汚水処理施設から発生する脱水汚泥の処分運搬費に不足が生じるおそれがあるため、7万8,000円の増額、また、台風19号の災害による路肩が崩壊した戸室地区の村管理の浄化槽を復旧するため、路肩土手どめ工事を行うため、設計業務で50万円の増額、あわせて復旧工事で270万円の増額をお願いするものでございます。

また、給与改定等に伴い、職員の給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金に不足が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。

歳入では、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で173万6,000円の減額、5款繰越金、1項1目繰越金で503万6,000円の増額となります。

歳出では、1款総務費、1項1目一般管理費で、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金が、あわせて2万2,000円の増額となります。

2款事業管理費、1項2目高山東地区事業管理費において、13節委託料で脱水汚泥処分運搬業務が7万8,000円の増額。また、2款事業管理費、1項4目戸別浄化槽設置事業管理費で、13節委託料及び15節工事請負費で、先ほど申し上げた災害復旧の工事を行うことにより、あわせて320万円の増額となります。

慎重なご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎請願書について

○議長（林 昌枝君） 日程第17、請願書についてを議題とします。

本日までに受理した請願書は、お手元に配りました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上、暫時休憩といたします。

午後1時から再開いたします。

一般質問からです。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時59分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第18、一般質問を行います。

◇ 林 和 一 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、3番、林和一議員の発言を許可します。

林議員。

[3番 林 和一君登壇]

○3番（林 和一君） 議長から質問の許可をいただきましたので、村長に対して一般質問を行います。

今回は、公共施設の中でも、観光面における建物の管理等に関して質問したいと思います。

まず、自然休養村管理センターですが、この施設は、昭和54年に建築され、既に40年が経過し、老朽化は否めないものと考えます。

オープン当初は、国民宿舎わらび荘とのタイアップ施設として多くの活用がなされ、存在価値を認めるものであったと思います。

しかしながら、時代の変遷の中で、このところでは役に立つ使われ方は見受けられない状況であります。残念ながら、廃墟化した施設となってしまっています。

隣にある体験交流館は、県から譲渡を受け、村としては農業体験等の受け入れ施設として利用されるものであったと思いますが、その利用頻度はいかがなものでしょうか。状態はよいようであり、遊ばせておくのは本当にもったいない感じがしております。

本年6月定例会の農林建設常任委員会の管内視察報告にも取り上げられており、今後の維持管理について指摘がなされております。

県道沿いにあるレストハウスを兼ねた農産物等直売所は、平成9年度に建築され、20年以上が経過しておりますが、現在は村内有志により乾燥芋の加工施設として活用されておるようでございます。

この直売所施設周辺は、首都圏から来る高山村を訪れる人々にとっては玄関口に当たる場所であり、たかやま高原牧場の見晴らしや谷川連峰等を望む、高山村としては唯一無二の場所でもあります。来訪者が大きく深呼吸ができるこの眺望は、誰しものが感動を覚えるものと思

います。

しかし、残念ながらこの周辺一帯の中で、当該施設が現状では全く人けのない廃墟感があり、高山村には多くの立派な施設があるとはいえ、これを目にする来訪者の第一印象は決してよいものとは感じられないのではないのでしょうか。看板等もそのままであり、日常的に管理人のような人材配置がないとしても、やはり周辺環境がきれいに手入れされ、手をかけているなどというように見えてほしいと思うものであります。

私どもも、観光で出かけて他の地域を訪れた際、廃墟のような施設が見えると、この町、この村はどうしちゃったんだろうかという第一印象にとらわれます。

その時々により必要とし、整備を進めてきた過去の遺産であるわけですが、高山村のイメージとして憂慮される状況になってきている中において、税金を投入しての施設である限り、公共施設だからしょうがないでは済まされるものではありません。

公共施設等総合管理計画が平成29年3月に策定され、43の建物系施設について、今後40年間という長いスパンをもって計画期間とし、管理していくとしています。しかし、当面、やはり何とか対応してほしいと思うものであります。

さきの議会全員協議会の中でも、これから建設に取り組む観光交流館の管理運営に関して、多くの意見が出されております。村の中心地づくりの推進も大事であり、事業実施については、これを認め、施設の完成が待たれる状況となりました。

そこで、高山村の玄関口に当たるたかやま高原牧場の周辺に集中する、こうした建物系施設の当面の維持・管理・運営について、どう対応していくのか、村長の考えるところを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、林和一議員の一般質問をいただきました。

質問に答弁させていただきます。

お尋ねの高山村自然休養村管理センターですが、昭和45年度から施行された第2次農業構造改善事業という国庫補助事業の中のメニューの一つである自然休養村事業で建設した次第であります。農業と観光的要素をミックスさせて、地域の活性化を図るという制度でありました。

村においては、昭和54年3月に当管理センターの建設がなされ、他にはみどりの村の整備、

また、民間ではシイタケ栽培施設整備や観光果樹園の整備、農産物直売所の建設など、多岐にわたり、この制度を利用して事業展開がなされました。当管理センターは、たかやま高原牧場を中心とした村観光施設の大切な一役を担ってまいりました。

また、当時は国民宿舎わらび荘の附帯施設としても、研修所、合宿所としての役割を負ったり、新生活運動の結婚披露宴会場にと多目的に利用され、村民にも大変愛された施設でもありました。

その後、時代の変遷とともに、国民宿舎わらび荘も建物の老朽化により閉鎖、解体されました。それ以来、自然休養村管理センターの利活用が減り、なおかつ建物の老朽化も著しくなっております。なおかつ昭和50年代の建設で、現在の耐震構造にマッチしていません。その上、道の駅ができたことにより、人々の交流の拠点が道の駅中山盆地を中心としたエリアに移っております。

以上のようなことを考察してみると、当施設の今後の管理について、所期の目的は十二分に達成された、役目は済んだと思いますので、解体撤去の方向で検討したいと考えております。

体験交流館であります。この施設は、議員ご指摘のとおり、群馬県が平成11年に県立天文台に勤務するドクター（研究員）の宿泊施設として建設した施設でございます。

その後、平成22年に村が無償によりこの施設を譲り受け、農林業の体験、若葉のふるさと協力隊、村の歴史文化を体験する利用者等を受け入れてまいりました。ただ、利用頻度は当初より1年に数件と、10件に満たない状態が続いているのが現状です。

また、利用料金を徴収して受け入れるのには旅館業法の許可が必要となり、その場合、利用者が滞在中は管理人を常駐させる必要もあります。体験交流館の年間のランニングコストは約60万円ほどかかっております。

この施設の規模は、木造2階建てづくり、延べ床面積265平方メートル、部屋数も1、2階合わせて5部屋ありまして、各部屋にはトイレ・ユニットバスつきです。収容人員はマックスで20名くらい収容でき、建設以来20年が経過しておりますが、状態は良好なので、これからの維持管理方法としては、既に引き合いも来ておりますので、公募等を行い、第三者に貸し出して管理運営をしていただく方向で検討していきたいと考えております。

次に、レストハウスを兼ねた農産物等直売所ですが、既に議員ご案内のとおり、平成9年度に群馬県の特定農山漁村地域活性化対策事業の補助金を活用して建設をいたしました。鉄骨鉄筋コンクリートづくり平屋建てで、延べ床面積は305平方メートルでございます。

この施設は、農産物直売所としてレストハウスとを併用する形で運営されてきましたが、中山盆地内に新たに道の駅農産物直売所が開設されたことにより、当施設は閉館となったわけでありませう。

平成26年度より村内有志の方による地域おこし6次産業事業の絹芋生産者組合が乾燥芋の加工施設として利用されております。

ここからの眺望は、議員がおっしゃるよう到大変すばらしく、都会から訪れた人に言わせると、まるで東洋のスイスに例えられるほどの景観だそうである。この貴重な村の財産を後世に残すのが我々の使命と捉え、高原牧場周辺の今後のあり方等を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） 箱物行政ということをよく指摘をされていた経過があろうかとは思いますが。

自然休養村管理センターについては、先ほどの村長の答弁によりますと、十二分に所期の目的は達成されたということでございますし、解体・撤去を目指してということでございます。従前にも、多分、議員から別な形での質問があったかと思っておりますけれども、あの辺の周辺の観光的な要素を生かした再開発、こういったことも必要かなというのも考えます。非常にいい場所、立地としてはいい居場所かなというふうに思っておりますので、その辺のところを十分考えて対応していただければありがたいと思っております。

また、体験交流館に関して、第三者に管理をとということで考えているようではございますけれども、可能な限り、やっぱり使っていただければありがたいのかなというふうに思っております。

ただ、直売所に関してなんですけれども、できましたら現状でも、この冬期間というのは観光客がいないわけではございませんし、外の見た場なんですけれども、もう少し手がかけられているなという状況をつくっていただくとありがたいのかなというふうには思っております。

やはり、一番、来たときにすがすがしい気持ちで訪れる人の心を癒していく場所であろうかと思っておりますので、あの環境を生かすためにも、掃除をしているなという状況はぜひお願いしたいというふうに付け加えて、一般質問を終わります。

◇ 山 口 英 司 君

○議長（林 昌枝君） 次に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番（山口英司君） 本日は一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

過日の猛威を振るいました台風19号について、一般質問をさせていただきます。

大型で猛烈な台風19号の影響で、関東甲信越などでは、これまでに経験したことがないような記録的な大雨になり、川の氾濫や土砂災害が相次いで発生、気象庁は大雨特別警報を発表して最大級の警戒を呼びかけました。

群馬県内では、土砂崩れにより富岡・藤岡の両市で4人の尊い命が失われ、豪雨の続いた嬭恋村は国道144号線で数カ所が崩落するなど、交通インフラが各地で寸断されました。高山村においても、大雨とそれに伴う多くの被害が発生しました。

ここで、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、高山村における台風19号の被害状況とその対応について伺います。

①高山村における降雨量と住宅、河川、林道、農地等における被害状況及び算定した被害金額を伺います。

②本年6月配付のハザードマップは、村民の避難行動に機能したと思います。今回の被害状況をもとに、今後さらなる改良が必要と考えますが、いかがですか。

③自主避難所へ避難した人数について、また、避難勧告発令の前後では、避難の状況に違いがあったかどうか伺いたしたいと思います。

④大雨特別警報発令により、命を守る行動が呼びかけられ、避難勧告発令の難しい判断を迫られたと思います。勧告発令の目安や根拠は。また、今回の判断状況についても伺います。

役場内に防災担当者を配置し災害に備えたことは、今回の台風19号対策についても役立ったのではないのでしょうか。地球温暖化の影響で海水温が上昇し、これまでにない強力な台風が発生し、甚大な被害をもたらしています。台風19号の教訓を生かし、早目の判断と万全な準備で被害を最小限に抑えるため、今後とも防災対策を万全にしていきたいと思います。

以上について、後藤村長にお伺いしたいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 山口英司議員の猛威を振るった台風19号について答弁を申し上げます。

初めに、このたびの降雨量ですが、1時間当たりの最高雨量は37ミリ、また、降り始めからの総雨量は264ミリとなりました。

次に、被害状況ですが、建設課関係では村道23カ所、河川34カ所、橋梁1カ所、浄化槽1カ所で、被害金額は国・県、村費を合わせて、概算で1億6,245万円ほどであります。

また、農林課関係では、田んぼのあぜ流出及び崩落18カ所、畑ののり面崩落6カ所、用水路関係9カ所、林道路盤流出及びのり面崩落14カ所となり、被害金額は国・県、村費を合わせて概算で2,380万円となります。

次に、総務課関係ほかということで、熊野公民館のり面崩落1カ所、被害金額105万円となり、そのほか住宅被害として、床下浸水2カ所、被害総額としては1億8,730万円となります。

なお、ただいま申し上げました被害状況、また、被害金額については、現在把握できているものとなりますが、今後、行政区から要望や関係機関の査定等を経て被害額が確定する部分もあり、内容の変更等もあり得ると思われまます。

次に、ハザードマップの活用についてですが、配布されているものは、国・県により解析された浸水想定区域及び土砂災害警戒区域が明記されていることと、過去の高山村で発生した災害において、危険箇所や災害情報など住民の意見を聞きながら、地域にどんな危険箇所があるのか記載してありますが、今回の台風により、河川の増水や道路の崩落しやすい場所など新たに判明した事案は、今後ハザードマップの見直しの際に反映させて、防災意識のさらなる普及啓発に役立つものと考えております。

また、現在、名久田川支流で浸水想定区域が解析されていない河川についても、今後、県へ働きかけ、解析シミュレーションを行い、ハザードマップに反映できるよう要望していきたいと考えております。

次に、避難所への避難者数であります、合計で96名となります。

内訳は、ふれあいプラザ82名、保健福祉センター7名、北之谷住民センター5名、近隣宅2名となっております。また、避難勧告発令前後の避難状況といいますと、自主避難された方が46名、避難勧告後に避難された方が50名となり、半数近くの方が避難勧告後に避難されたこととなります。

本村では初めての避難勧告の発令でありましたが、危機意識を持った村民が数多く避難することとなりましたが、一方で、避難を呼びかけても応じない例もあるなど、課題が残る結果となりました。

避難については、自助・共助が重要であるため、防災意識の向上につながる出前講座や防災講演会等を開催するなど、啓発に努めていきたいと考えております。自主防災組織を強化するため、単独で避難できない要配慮者を支援する取り決めや防災講演会を開催するなど、啓発に努める、防災リーダーの育成など積極的に推進し、防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、勧告発令の目安であります。また、その根拠についてですが、避難勧告の発令は、警戒レベル4、土砂災害警報情報の発令が根拠となります。これは、大雨警報（警戒レベル3相当）発表後、土砂災害発生危険性がより高まった際に発表される情報で、重要な判断要素となるものであります。しかしながら、発令に関しては、警戒レベル相当情報をもとに発令のタイミングや発令区域について、その他情報も参考に総合的に判断して避難勧告等の判断をしております。

今回の避難勧告発令に関して申し上げますと、10月12日17時5分に警戒レベル4に相当する土砂災害警戒情報が発令されました。これを受け、防災担当からの気象情報をもとに災害対策本部関係者により協議する中で、勧告については対象エリアを精査し、名久田川流域の世帯に対し、避難勧告を発令することを決定いたしました。

しかし、決定直後の18時5分に警戒レベル5に当たる大雨特別警報が発令となりました。情報では、台風の通過が予想されるまで5時間ほど要するということから、避難勧告の発令を村内全域に急遽変更する決定をし、18時39分、村内全域に発令いたしました。

結果として、96名の方々がそれぞれの避難施設へ避難されたわけですが、避難のあり方について、今回のことを教訓として、より安全な形で避難行動がとれる仕組みづくりを構築するとともに、避難施設での生活環境の改善についても研究してまいりたいと考えております。

いずれにしても、災害対策における自助・共助・公助の啓蒙を行い、さらに意識を深めていく施策を強力に推進していかなければなりません。災害にも対応できる万全な態勢づくりに取り組んでまいり所存でございます。

以上を申し上げ、山口議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） ただいまの後藤村長の答弁を聞きまして、被害状況、かなり数の面で

は多かったかなというふうに考えます。

また、金額的な被害なんですけれども、先日、吾妻行政県税事務所の所長さんの話の中で、確か群馬県全体で280億円程度、それで吾妻郡全体では170億円程度の被害金額ではなかったというような話を聞きました。それと比較するのはどうかなとは思いますが、今、高山村の被害金額、約1億8,700万ということで、金額的には、被害はあったけれども、その中では多少少なかったかなというふうなところで、よかったという言い方はおかしいんですけれども、金額的には少なかったと、まあまあかなというふうな考えであります。

続きまして、広報を毎月、各家庭へ配られているんですけれども、その後、回覧版で回ってきて、内閣府の防災担当、それと消防庁の出したパンフレット、警戒レベルで避難のタイミングをお伝えしますということで、警戒レベル4で全員避難と、こういったものがありました。これ事前に私自身も読んでいたものですから、ある程度、警戒レベルがどうのこうの、どの点で避難がというふうには私なりに理解していたんですけれども、村民の皆さんも果たしてこれがよく認識していただけたかな、どうかなという点で、もう一度こういうものを配って、皆さんによくわかっていただく、そういうのも必要かなというふうに思います。

それと、あと自主避難についてなんですけれども、ふれあいプラザ、避難勧告発令を受けて駆け込んだ方が82名の方がいらっしゃる。82名でふれあいプラザ、もういっぱい状況になったかなというふうに思います。そういうことを考えますと、今後の運営方法等、受け入れ体制等の見直しについても、こういった自然災害が数もふえ、その内容もどんどんひどくなっていますので、今後、再度見直しをしていただくというのも必要かなというふうに思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

○4番（後藤 肇君） 一般質問ができることを大変光栄に思うところでございます。

今日は村長に対して、空き家対策計画についてを第一に質問をさせていただきたいかなと

思います。

ことし4月に配付された対策計画について、進捗状況を具体的に説明いただきたい旨のこととでございます。

なお、その中に、細かいことにはなるんですけども、3点ほどの要点をちょっと絞らせていただいて質問させていただきたいかなと思っています。

具体的な施策という項目があったわけなんですけれども、その中に空洞化の予防ということで、納税通知書を活用した全住宅所有者への情報発信、これが第1点目です。

2点目といたしまして、空き家等及び跡地の利用活用です。この中で空き家等の活用を促す制度。これ私なりにちょっと考えるところが一応あるんですけども、1番目として解体時助成金の制度とか、2番目として利用できる空き家、これを定住目的とするお試し宿泊とかできる施設とまではいかないんですけども、そこまで整備ができないものかというようなことを考えております。これが2番の空き家・跡地の活用と空き家活用促進制度。

最後の1点なんですけれども、特定空き家等に対する処置・対処ということで、所有者に対する指導の処置の実施、この辺について、この3点のご質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員からの空き家等対策計画の具体的な進捗状況についてのご質問についてお答えをいたします。

最初に、空き家空洞化の予防についてでありますけれども、今年度の固定資産税の納税通知書を送付するのにあわせて、空き家相談窓口のチラシを同封いたしました。現時点で10件の相談が寄せられておりますが、その相談内容に多く見られるのが、老朽化した空き家を解体したい、あるいは今後使う見込みがないため売却したい等の内容の相談が多くを占めております。今後、相談者のニーズに対処できるよう空き家対策協議会を通して対策を考えてまいります。

次に、空き家等及び跡地の利活用については、現在進めている空き家バンクの利用を引き続き推進いたしていきます。また、移住・定住を推進している側面から、空き家を利用したお試し住宅の整備に向けて、今年度、既に着手しております。受け皿の確保を図っております。また、明年度になりますが、空き家実態調査を実施し、その結果を踏まえ、移住コーディネーターを活用して個人・団体等へのニーズに応じた支援などを整備したいと考えており

ます。

最後になりますが、特定空き家等に対する措置、対処については、今年度中に空き家等の適正管理に関する条例の制定に対処していくため準備を進めているところでございます。その後、特定空き家等の認定、指導助言等行っていきたいと考えております。

結びに、空き家等の対策は、今後さらに人口減少が進むであろう村の将来を見据えたとき、避けては通れない重要な課題であります。引き続きご指導、ご助言をいただきますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 今、村長の答弁の中で、私が思っていたご答弁の8割から7割ぐらいの、もう実施計画に入っている段階の旨の話をいただいて、大変光栄に思うところでございます。

もう一点は、解体時、10件ほどのご相談があったという内容説明の中で、解体とかそういう旨の話も多分何件かあるかと思うんですけども、そのときには多少の助成等をぜひご検討いただきたい。そうすることによって、村民の方は、やはり解体するのもその一部を考えてくれているんだよということになりますと、やはり解体の率も多少は上がるんじゃないかなということを思います。

それと同じように、午前中の説明の中に車の安全装置の補助事業を計上していただいたことを大変ありがたく思っているところでございます。そういう小さいところなんですけれども、ぜひ積み上げていっていただいて、もう使えないものを解体していくしかないんですけども、使えないものは解体して、使えるものは、さっき言った定住を目的とするものに改良して、ぜひPRをしていただいて、交流館もできることですから、ぜひその辺を含めたPRをして、ぜひ一人でも多く高山に来ていただきたい、定住していただきたいということを切望して、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案調査及び審査等のため、12月4日から12月5日

までの2日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、12月4日から12月5日までの2日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回の本会議は12月6日金曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時37分

令和元年高山村議会第4回定例会

議事日程(第2号)

令和元年12月6日(金)午前10時開議

- 日程第1 付託請願書審査結果報告
- 日程第2 議案第1号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定
について
- 日程第3 議案第2号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
- 日程第4 議案第3号 高山村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定に
ついて
- 日程第5 議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正について
- 日程第6 議案第5号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約について
- 日程第10 議案第9号 令和元年度高山村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第11 議案第10号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第11号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第12号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第13号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2
号)
- 日程第15 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
- 日程第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
9番	小林進君	10番	林昌枝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	飯塚哲也君
教育長	山口廣君	総務課長	平形郁雄君
会計管理者兼 税務会計課長	佐藤章彦君	住民課長	飯塚優一郎君
保健みらい 課長	林隆文君	農林課長	星野茂樹君
建設課長	飯塚欣也君	地域振興課長	割田眞君
教育課長	割田信一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	後藤好	書記	林大生
--------	-----	----	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。

ただいまから令和元年高山村議会第4回定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎付託請願書審査結果報告

○議長（林 昌枝君） 日程第1、付託請願書審査結果報告を議題とします。

農林建設常任委員会へ審査を付託した請願第1号 五領（笠原）沢の洪水対策工事についての請願について、審査結果の報告を求めます。

農林建設委員長。

〔農林建設常任委員長 佐藤晴夫君登壇〕

○農林建設常任委員長（佐藤晴夫君） それでは、請願書の審査結果を報告させていただきます。

五領（笠原）沢の洪水対策工事について、請願の審査結果を報告いたします。

令和元年高山村議会第4回定例会、令和元年12月6日報告。

農林建設常任委員長、佐藤晴夫。

本定例会初日に審査を付託されました請願第1号、第4区長、野上創造様から提出された五領（笠原）沢の洪水対策工事についての請願について、12月3日本会議終了後、委員会を開催し、審査を行いましたので、その審査結果を報告いたします。

本請願の要旨は、五領字笠原地内の水路が大雨によりオーバーフローし、濁流となり近隣民家の敷地内への土砂流入及び床下浸水や田畑の土砂流失など、被害が発生している。今後、さらなる大雨が発生した場合は予想を超える事態が懸念されるため、三面側溝等の設置工事を実施していただきたいというものです。

本請願の場所は、10月13日、本村を襲った台風19号に伴う大雨による被害状況調査の際、

全議員で確認をしているところです。

この水路は、随所に曲がった箇所がある上、狭隘なつくりとなっております。特別な大雨のときに限らず、降雨量が多くなると排水しきれず、あふれ出た水により、本年度だけでも3度の床下浸水を引き起こしているそうです。

水路の延長は、おおむね300メートル弱が見込まれ、改修費用も大変高額となることが予想されますが、既に近隣の住宅や田畑は相当な被害が出ており、これからも引き続き被害を生じることが容易に想像されるところです。

慎重に審査した結果、さらなる事態の発生を防ぐためにも、なるべく早期に改修すべきと考え、農林建設常任委員会では全会一致で採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、付託請願書審査結果の報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから請願第1号 五領（笠原）沢の洪水対策工事についての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第2、議案第1号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 高山村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第2号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案審査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第3号 高山村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 分担金の総額、100分の50という徴収の仕方をするそうですが、これは、村単の小規模土地改良事業の負担金の同額の率だと思います。

ですけれども、今回、災害で出た場合、補助金とかつくと思うんですが、50万円以下の災害については村単事業で対応するというお話を聞いていたんですが、その辺、補助事業と同じような負担金の割合で災害については扱いをしていただけるかどうか、その辺の確認したいと思います。

○議長（林 昌枝君） 星野課長。

○農林課長（星野茂樹君） 佐藤議員からの質問で、国の災害復旧事業と村の小規模土地改良事業で対応します復旧事業について、受益者負担に不均衡はあるのかというご質問だと思います。

佐藤議員のご指摘のとおり、不均衡があるのは国のほうが受益者負担が分担金10分の1に対して、村単の小規模土地改良事業のほうは受益者負担が2分の1、10分の5となるということで、不均衡があるのが現状です。

ですので、台風等の災害により、国の指定により激甚災害ですとか通常の災害復旧というようなことで認められた場合には、村単のほうにつきましても国庫補助と不均衡が生じないよう小規模土地改良事業補助金交付規則があるんですが、そちらの内容の見直しを行い、今回の復旧事業から反映できるように制度の変更を考えたいと思います。よろしくお願いま

す。

○議長（林 昌枝君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 大金がかかって、負担金が2分の1、国庫事業の該当者と、村単の該当者で不均衡ができるのは、やはりおかしいと思いますので、その辺を確認したんですけども、今後、そういった形で、災害については同じような負担率でやっていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） そのとおりでございます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 高山村農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり採決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第5号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 高山村特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第7号 高山村税条例の一部改正について、議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第8号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約についてを議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第9号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 人件費についてなんですが、人事院勧告実施に伴う改正によって、またいろいろ増額されるかなと思うんですが、率にして0.09%引き上げ、賞与で0.05カ月引き上げ、これに伴った人件費の増額分、概略どのくらいの金額になるのでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 山口議員のご質問でございますけれども、先日の本会議で申し上げた総額でよろしいでしょうか。

人件費につきましての総額でございます。改定により増額となる給与、期末手当、勤勉手当、共済費、退職手当負担金、これらの合計が161万5,000円となります。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 先日、総務課長のほうから説明をいただきました防犯交通費のところ、自動車誤発進防止装置取り付け補助金というところで、確認だけさせてもらいたいと思います。

そのときは、上限が5万円、率にして3分の2を補助金していただけるということで、村内に使用の本拠地、また、本人名義で70歳以上、村税に滞納はない、あとは……という説明をいただきました。

そして、車を個人で複数持っている場合があるので、前にもお聞きしたんですが、全部対応できるというようにお話だったんですけども、その確認だけをお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、奈良議員からのご質問でございますけれども、都市部においては、公共交通機関等々足があります。田舎ほど運転に車を使わないとなかなか用足しができないという、そういう環境にありますので、一つの名義で2台までは補助しようと、そ

ういう考えでございます。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） わかりました。

できるだけPRをしていただいて、村内の方々にわかりやすいようなPRをお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「発言する者なし」〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和元年度高山村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第10号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第11号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 令和元年度高山村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第12号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補

正予算（第3号）を議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第13号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件は、12月3日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 今回、この浄化槽の周辺の土砂流出で危険な状況になったというのは、戸室の地区の浄化槽だというふうに思います。この戸別浄化槽の設置費用に関して、災害ということでこういう対応はされているということと、村有の管理にあるということであろうかと思うんですけども、
ことが心配されるのが現実であろうかと思います。特に、今回の事故については、この状況を見ますと非常に、意外な大きな災害だったかなと思います。これについて、現実問題としてどの程度までの復旧工事がされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 建設課長。

○建設課長（飯塚欣也君） 林議員のご質問にお答えを申し上げます。

浄化槽の今回の復旧でございますが、現状復旧を考えてございます。

台風等々により畦畔が弱くなっております。弱くなっているところを復旧するわけでございますので、丸太柵を使った復旧を考えております。

現状の浄化槽を守るための畦畔を復旧するということで、幅的に申し上げますと8メートルでございます。傾斜がございまして、1メートル50の段を4段つくって現状、ままを補強する工事を行う予定でございます。よろしく申し上げます。

場所が、戸室の今回被災した土地でございますが、排水路がございませんでした。それで、流末がないため地下浸透の浸透ますを設置して、今回、その場所が浄化槽を伏せた土地でございます。

それにあわせて、そうしますと、1日に1トンから1.5トンの水を浸透させるような状況でございましたものですから、今回あわせて排水路を東側の水路に、今回の工事とあわせて現場合わせでつくる予定でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 議案第13号につきましては賛成をする次第でございます。

今回の10月12日、13日にかけての台風19号においては、高山村では近年にない被害が発生いたしました。

建設課、農林課の災害復旧事業に携わる職員の方、12月補正でこの災害復旧をするための費用の計上、あるいは、水をきれいにする事業につきましては合併浄化槽が流出をして、上水路と下水路は生活する上で欠かせない設備でございます。この被害を受けた村人にとっては非常に深刻な問題でございますけれども、早い対応に敬意を表するとともに、一日も早い完成に向けて、さらなるご努力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第15、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について、議題とします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおりに派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙、議員派遣についてのとおりに派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期４日間にわたり慎重審議大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和元年高山村議会第４回定例会を閉会します。

閉会 午前１０時３３分